

世界農業遺産 スタディバスツアー

2017年7月22日(土) in 能登町
8:00~19:00

学ぼう! 体験しよう!
能登・世界農業遺産の旅。



2011年6月にFAO(国連食糧農業機関)により、日本で初めて世界農業遺産に認定された「能登の里山里海」。

石川県、能登4市5町などからなる世界農業遺産活用実行委員会とアサヒビールは、これまで、能登の「里山」や「里海」をめぐり、

世界農業遺産を実感するツアーを実施してきました。

今回は能登町で、「里山」「里海」を楽しく学ぶスタディバスツアーを実施します。

能登の伝統文化が息づく能登町で、里山里海の魅力を感じてみませんか?

参加者募集

限定 **ペア15組** 30名様
※お1人様での参加をご希望の場合は応相談。

ツアースケジュール

- 8:00 JR金沢駅・金沢港口(西口)
※受付は7:30より
- 10:25 1 久田和紙 紙漉き体験
- 11:50 2 昼食 能登丼(海鮮丼)
- 13:05 3 アエノコト神事実演 見学
- 14:00 4 磯の観察路散策
- 15:25 土産品購入等 能登観光情報ステーションたびスタ
- 16:15 5 炭焼き小屋 見学
- 19:00 JR金沢駅・金沢港口(西口) 到着・解散

※悪天候の際、行程を一部変更する場合がございます。
※全行程貸切バス利用。

1 久田和紙 紙漉き体験 紙工房みわ会



江戸時代の文献にも登場する久田地区の特産品「久田和紙」の紙漉きを体験し、ハガキを作ってください。

作ったハガキは当日お持ち帰りいただけます。

※完成品のイメージ

2 昼食 能登丼(海鮮丼) 民宿かね八



「能登丼(海鮮丼)」を召し上がっていただきます。宇出津港で水揚げされた新鮮な海の幸をご堪能ください。

※能登丼のイメージ

3 アエノコト神事実演 見学 柳田植物公園 合鹿庵



奥能登に伝わる「アエノコト」の実演を見学していただきます。ユネスコ無形文化遺産にも登録されている稀少な農耕儀礼です。

4 磯の観察路 散策 のと海洋ふれあいセンター



九十九湾周辺の自然観察路を散策し、磯を観察していただきます。能登の海を間近に感じ、親んでください。

5 炭焼き小屋 見学



能登町で30年以上の間、炭を焼いてきた炭焼き職人を訪ね、能登の里山を支える知恵と技術を学びます。

※写真はイメージです。

募集のご案内

- 申込方法** ● ハガキもしくは、FAXにて必要事項(お名前・ご住所・年齢・性別・電話番号・応募動機)をご記入の上お申込みください。
※電話番号は日中ご連絡可能な電話番号(携帯電話など)をご記入ください。※応募者の個人情報目的以外で使用いたしません。
【ハガキでの応募】 〒920-0901 金沢市彦三町1-2-1 アンルティ金沢彦三階 近畿日本ツーリスト株式会社 金沢支店内 世界農業遺産スタディバスツアー事務局宛
【FAXでの応募】 FAX.076-232-3228
- 応募資格** ● 原則2名1組(ペア)にて参加いただける方 ● 満18歳未満の方のご参加については保護者との同行の上、小学生以上の方に限らせていただきます。
※お1人様での参加をご希望の場合は応相談。
- 応募期間** ● 応募期間 ● 平成29年6月1日(木)~6月30日(金) ハガキは消印有効 応募多数の場合は抽選とさせていただきます。
※当選者への通知は事務局より電話にてご連絡いたします。
- 旅行代金** ● 1名様 3,000円 ※世界農業遺産活用実行委員会より補助金としてお一人につき5,000円助成しております。
- お持ち物** ● 当日は動きやすい服装、シューズでご参加ください。
- お問合せ** ● 近畿日本ツーリスト株式会社 金沢支店 金沢市彦三町1-2-1 TEL:076-232-0571(受付時間 9:15~18:00 ※土・日・祝を除く)

■添乗員:同行します。 ■最少催行人員:2名様 ■食事条件:朝食0回・昼食1回・夕食0回 ■旅行代金に含まれるもの:旅行日程に記載した運送機関の運賃料金、食代、観光入場料、体験費用、添乗員必要経費など ■利用バス会社:丸一観光バス 旅行企画・実施/近畿日本ツーリスト株式会社 金沢支店 金沢市彦三町1-2-1 TEL:076-232-0571 観光庁長官登録旅行業 第1944号 総合旅行業取扱管理者 北村 達哉 事業企画/世界農業遺産活用実行委員会 協力/アサヒビール株式会社 能登町

旅行条件(抜粋) [詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので、ご確認の上、お申し込みください。]

- 1.募集企画旅行計画
本旅行は、当社が募集し、実施する募集企画旅行で、お客様は当社と募集企画旅行契約を締結することになります。この条件等に定める事項は当社募集企画旅行契約によりします。当社募集企画旅行契約を希望の方は、当社にご請求ください。この企画は旅行業法第12条の4による旅行契約条件説明書です。また、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書の一部になります。
- 2.旅行代金の申込みと契約の成立
① 所定の申込書に所定事項を記入の上、お一人様600円(旅行代金)の申込書を添えてお申込みください。
② 電話、郵便、フアクスなどの通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日から4日以内に申込書と申込金の支払が必要です。(期間以内に申込金の支払がなされた場合、当社はご予約がなかったものとして取扱います。)
③ 申込金は、当社の承諾と申込金の受理をもって成立するものとします。
- 3.確定書面(最終日程表)の交付
確定した旅行企画・旅行条件が記載された確定日程表は、旅行開始日の7日前までに交付いたします。
- 4.旅行代金のお支払い
ご案内到着後、4日以内に申込書の返送と申込金の振込が必要とします。契約は、当社の承諾と申込金の受理をもって成立するものとします。期間中に申込金(旅行代金)のお支払いがなかった場合、当社はご予約がなかったものとして取扱います。
- 5.旅行代金に含まれないもの
旅行日程に明示した宿泊費、利用交通機関の運賃・料金・バス料金、観光料金(ガイド料、入場料)、食料金、業務員経費、消費税。※なお、お客様の都合により一部利用されなくとも払い戻しはいたしません。
- 6.旅行代金に含まれないもの
規定を超えた分の手荷物料金、自由行動中の諸料金、およびそれに伴う税・サービス料など、クリーニング代、電報、電話料、追加飲食費など個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料・納経料。
- 7.旅行日程・旅行代金の変更
お客様は諸の取消料を払って旅行契約を解除することができます。
① 当社は天災地災、戦乱、運送機関における争執行為、官公署の命令、その他当社の管理できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
② 著しい経済状況の変化などにより通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改訂があった場合は、旅行代金を変更する場合があります。増額の場合は旅行開始前日より起算してさかのぼって15日目のある日より前に通知します。減額の場合は運賃料金の減少分だけ旅行代金を減額します。
- 8.お客様による旅行契約の解除(取消料)
お客様は諸の取消料を払って旅行契約を解除することができます。
① 当社の責とならない、ローン、運送手続などの事由による取消の場合も諸の取消料を頂きます。
② 取消料の対象となる旅行代金は、諸の旅行代金に一部屋などの追加代金の合計額となります。
- 9.取消料(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)

| 取消日 | 10日~8日前 | 7日~2日前 | 1日前 | 当日(旅行開始前) | 旅行開始後および連絡不参加 |
|------|---------|--------|-----|-----------|---------------|
| 取消料率 | 20% | 30% | 40% | 50% | 100% |
- 10.当社の理由による旅行の中止
申込人員が最少催行人員に満たなかった場合は催行を中止する場合があります。その場合は出発の14日前までに通知いたします。
- 11.当社の責任および免責
当社は、当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。(お客様に起因する賠償限度額は一入15万円)ただし次のような場合は責任を負いません。天災地災、戦乱、暴動、運送機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不通またはこれらに起因する旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難など。
- 12.お客様の責任
当社は、お客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行状により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

- 13.旅行保証
旅行日程に約款の旅行保証に掲げる重要な変更が行われた場合は、旅行業約款(募集企画旅行契約)の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%~5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、サービス提供の遅延、およびサービス提供についての順序の前後は対象外とします。また、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とし、一旅行契約についての変更補償金の総額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。また、当社は、変更補償金の支払を物品、サービスの提供で代替することがあります。
- 14.特別補償
当社は責任の有無にかかわらず、お客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物を被った一定の損害について、所定の補償金および見舞金を支払います。
- 15.その他
当社はいかなる場合でも旅行の再実行はいたしません。
- 16.旅行条件の基準日
このチラシに記載された旅行サービスの内容および旅行条件は平成29年5月12日現在を基準としております。

個人情報の取り扱いについて
1.近畿日本ツーリスト(以下「当社」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報についてお客様との連絡や運送・宿泊機関などの手配のために利用させていただきます。必要範囲内において当機関などに提出いたします。
2.当社、当社のグループ企業および販売店が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
3.上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。